

令和8年度養護老人ホーム
施設整備事業（大規模修繕等）募集要項

令和8年6月

福島市

《目次》

1	募集事業の概要	1ページ
2	対象施設	1ページ
3	対象事業	1ページ
4	補助制度について	1～2ページ
5	今後の日程について（予定）	2ページ
6	応募書類の提出について	3ページ
7	選考方法と結果について	3ページ
8	質問及び回答について	3ページ
9	留意事項	4ページ
10	提出書類について	5ページ
11	別表	7ページ

1 募集事業の概要

福島市高齢者福祉施設等整備費補助金交付要綱（以下、交付要綱という。）に基づき、既存の養護老人ホームにおいて、老朽化が著しく使用に堪えず、かつ利用者の安全等に影響が生ずるおそれがあるため改修が必要となった施設及び付帯設備について、大規模修繕等に係る費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

令和8年度分の事業を募集しますので、実施を希望する場合は、下記内容を確認の上、必要書類を提出してください。

2 対象施設

施設の区分	整備内容	整備年度	整備数
養護老人ホーム（定員30人以上）	大規模修繕等	令和8年度	予算の範囲内

3 対象事業

別表（P7）に記載の事業を対象とします。ただし、以下に該当する場合は、補助対象外となります。

- (1) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因し発生したものや設計の不備又は工事施工の粗漏に起因し発生したもの。
- (2) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路などの外構整備にあたるもの
- (3) 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について」(平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知)の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」第3の2(1)イ(社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業)及びウ(国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業)の対象事業に該当するもの。

4 補助制度について

(1)補助交付額

補助基準額（※1）と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して、少ない方の額に、補助割合（3/4）を乗じた額を補助交付額（ただし、令和8年度補助交付額の上限額は、全体で10,000千円）とし、予算の範囲内で交付します。

※1 補助基準額：補助単価に定員数を乗じて得た額とする。

施設の区分	補助単価
養護老人ホーム（定員30人以上）	1,400千円

(2) 総事業費

総事業費は、次により算出される額を下限額とし、下限額を超えない場合は補助対象外とします。

ア 交付要綱別表1の(3)のみを実施する場合、3,000千円とする。

イ 上記アに該当しない場合、延床面積(m²)×4千円とする。ただし、10,000千円に満たない場合は、10,000千円とする。

(参考) (補助交付額と総事業費の計算例)

養護老人ホーム定員 100名、施設面積 2,500m²工事費15,000千円の場合。

①総事業費の下限額：4千円×2,500m²=10,000千円

②補助基準額 : 1,400千円×100名=140,000千円

③工事費 : 15,000千円

①10,000千円<③15,000千円 により総事業費の下限額を満たすため、

②と③の低い方×補助率3/4(上限10,000千円まで)となる。

補助交付額は、③15,000千円×3/4=11,250千円(上限10,000千円まで)のため、10,000千円となる。

(3) 補助金の交付について

「福島市補助金等の交付等に関する規則」で定める交付決定の取り消しに該当する事実があった場合、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

5 今後の日程について(予定)

日 程	内 容
令和8年6月2日(火)	募集要項公開・募集開始
令和8年7月1日(水)	応募書類提出期限・応募書類確認
令和8年7月上旬	書類審査
令和8年7月中旬	事業予定事業者決定
令和8年7月中旬～	①施設整備補助金の交付申請 ②市の見積審査(1か月程度) ③施設整備補助金の交付決定 ④入札、事業着手(着工)
令和9年2月中旬	⑤竣工・引き渡し完了(建築・消防検査等の終了)
令和9年2月下旬	⑥実績報告、工事検査
令和9年3月	補助金交付、事業完了

6 応募書類の提出について

提出期間	募集要項公開～令和8年7月1日（水）まで
受付時間	午前8時30分～午後5時まで（土日祝日を除く）
提出先	福島市長寿福祉課 長寿福祉係 TEL：024-525-7656
提出書類	<p>(1) 「10 提出書類について」のとおり準備し、提出してください。</p> <p>(2) 提出された書類は返却しません。</p> <p>(3) 応募書類の提出に要する経費については、選考の結果にかかわらず本市では一切負担しません。</p> <p>(4) 提出部数</p> <p>①紙媒体：A4判でファイリングしたものを1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類一覧表を作成してください。 ・書類は、通しでページ番号を記載してください。 <p>②電子データ：正本をPDFデータにしたものを1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイル名は、提出書類一覧表のとおり入力してください。 ・図面や写真については、内容を鮮明に確認できる程度の容量（解像度）としてください。 ・CD-R又はDVD-Rに書き込んだものを提出してください。（USBメモリやメール添付による方法は受け付けません。）

7 選考方法と結果について

- (1) 応募多数の場合は、当該事業の主旨を踏まえ、整備対象箇所の老朽化状況や利用者の安全等から優先順位の高い順番に採択します。審査の視点は次のとおりです。
- ・建築物の老朽化状況
 - ・利用者等の安全性
 - ・施設の稼働状況 等
- (2) 選考結果は、応募者に文書で通知するとともに、本市のホームページに掲載します。

8 質問及び回答について

受付期間	募集要項公開～令和8年7月1日（水）まで
質問方法	本市ホームページのお問い合わせフォームから、質問の内容を簡潔にまとめて提出してください。 ※同様の質問がないか、ホームページを確認した上で質問してください。
回答方法	本市ホームページにて回答内容を掲載します。 ※質問者に対しては、メールでお知らせします。
掲載先 ホームページ	福島市ホームページ>健康・福祉>福祉・介護>介護・福祉サービス事業者 >老人ホーム>養護老人ホームの令和8年度福島市高齢者福祉施設整備費補助金の対象事業・募集について

9 留意事項

- (1) 法人本部と十分に協議した上で、提出書類を提出してください。
- (2) 補助交付額は予算の範囲内で行うため、補助単価等と一致しない可能性があります。ご了承ください。
- (3) 1法人につき応募は1施設とします。
- (4) 工事について
 - ① 選定された後の工事の契約は、福島市の入札制度に従って、一般競争入札等を行ってください。
 - ② 見積書を徴取にあたっては、施工内容に応じた建設業許可を持つ業者から徴取してください。
- (5) 今後、施設の廃止や統廃合、取壊し等を検討している場合は、当該事業の活用をお控えください。当該事業の活用で効用の増加した財産（施設）を取壊し等する場合、補助金返還を要する場合があります。
- (6) その他
 - ① 応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項に記載された内容を承諾したものとみなします。
 - ② 応募者から提出された応募書類等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。
 - ③ 応募受付後に辞退する場合は、辞退する理由を具体的に記載した辞退届（任意様式）を提出してください。
 - ④ 事業選定後の応募内容変更は、原則として認めません。当該事業を進める中で、審査時の内容と異なる点があった場合、補助金の交付を取り消すことがあります。ただし、天災等やむを得ない場合は、市と協議の上、変更を認める場合があります。あらかじめ長寿福祉課へ協議を行ってください。
 - ⑤ ④の理由等により補助金の交付が取り消され、これにより事業者が損害を被ったとしても本市は、一切その責任を負いません。
 - ⑥ 本公募要項に定めのない事項については、本市の指示に従うものとします。

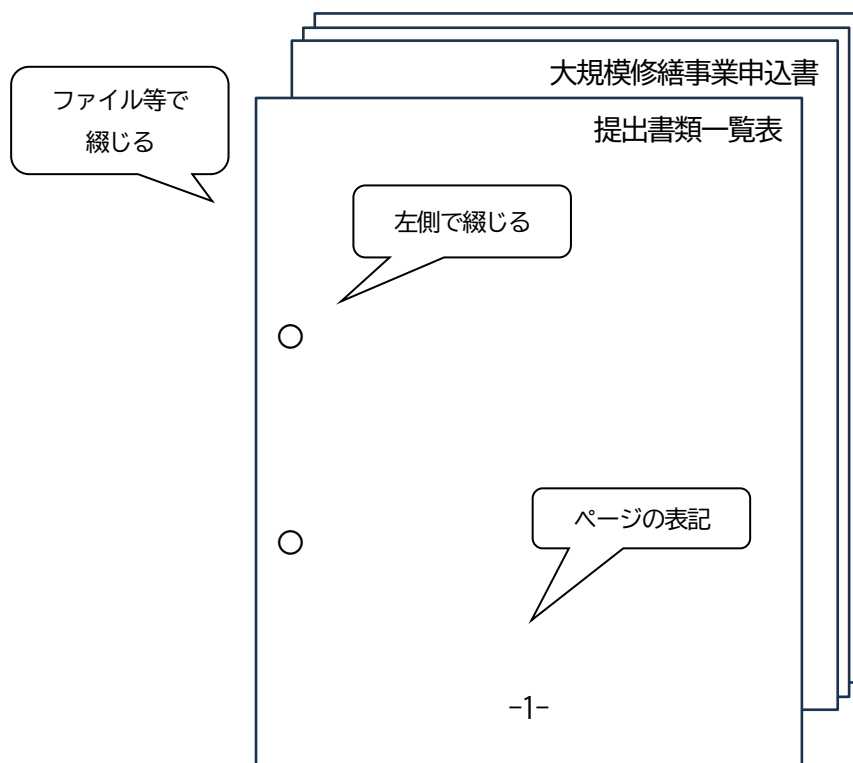
10 提出書類について

提出書類	備考
(1) 令和8年度養護老人ホーム大規模修繕計画申込書	様式第1号
(2) 養護老人ホーム大規模修繕計画書	様式第2号
(3) 土地・建物の登記事項証明書	
(4) 事業費（工事費）の内訳	様式第3号
(5) 大規模修繕工事申請額積算表	様式第4号
(6) 応募に関する確認調書	様式第5号
(7) 定期点検(法定点検)の実施状況がわかる書類一式(直近3回分)	
(8) 今後の整備(修繕)計画	様式第6号
(9) 大規模修繕計画表	任意様式
(10) 施設整備実績一覧表	様式第7号
(11) 事業計画書に関する図面一式 ア 建築工事図面（平面図、立面図、面積求積図、仕上表等） イ 電気設備工事図面 ウ 機械設備工事図面	
(12) 施工箇所がわかる写真	任意様式
(13) 事業スケジュールがわかる書類	任意様式
(14) 工事見積書	3者以上からの見積書
(15) 財務諸表 ア 直近2年間の決算書類 (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式） (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式） (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式） (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式） (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式） (6) 法人全体の注記 (7) 附属明細書 (8) 財産目録 イ 直近2年間の法人税申告書写し	法人の既定の様式。 (2), (4), (5)は、公益事業、収益事業がない法人は提出不要。 別表一、別表四の写し
(16) 資金収支内訳書	任意様式
(17) 資金収支内訳書の算定根拠	任意様式

○提出書類の体裁

提出書類は、以下に記す体裁を整えてください。

- ◆ 表紙は提出書類一覧表とし、全体にページ番号を付けてください。
- ◆ 1冊にまとめ、ファイル等で綴ってください。



※上記のほか、市長が必要とする書類提出を求めることがあります。

【別表1】 対象事業及び補助基準

整備区分	内容	補助基準
(1)施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、 改修が必要になった外壁改修、屋上等の 防水工事	対象事業費の最大4分の3
(2)施設の付帯設備 の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、 改修が必要となった給排水設備、電気設 備、ガス設備、消防用設備等の改造工事	対象事業費の最大4分の3
(3)施設の冷暖房設 備の設置	入所者及び職員の生命身体に直接的な 影響を与えるおそれのある、熱中症対策 等のための施設の冷暖房設備の新規設 置工事及び一定年数を経過して使用に堪 えなくなり、改修が必要となった冷暖房 設備の改造工事	対象事業費の最大4分の3
(4)その他大規模な 修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事	対象事業費の最大4分の3

(注) 1 施設とは、養護老人ホーム及び養護盲老人ホームをいう。

2 一定年数は、おおむね15年とする。

2 補助基準

(1)1施設の総事業費について、次により算出された金額以上のものを対象とする。なお、これにより算出された額が、1,000万円に満たない場合は、1,000万円以上のものを対象とする。

$$\text{施設延面積(市長が必要と認めた面積)}(\text{m}^2) \times 4,000\text{円}$$

ただし、1の(3)の事業については、総事業費が300万円以上のものを対象とする。

(2)建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。

(3)設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。